

県西教育事務所だより

「学校に元気を 先生方に自信と勇気とやる気を 子どもたちに夢と生きる力を」 令和2年5月28日発行(第2号)

児童生徒が安心・安全に学校生活を送れる教育活動の再開を

5月14日(木)に新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除となり、6月には管内すべての市町で教育活動が再開される予定です。

約3か月もの間、自宅で過ごしてきた児童生徒が、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、各学校においては様々な対策を立てていると思います。

以下に、教育活動再開にあたり特に留意していただきたいことを、学習指導面及び生徒指導面に分けてまとめましたので、再度ご確認ください。

【学習指導面】 学習環境の整備と指導計画の見直しを！

感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行いつつ、学校における指導を充実させることが必要です。以下のような点を確認し、指導計画を見直すなどし、指導にあたりましょう。また、体育の授業では準備運動を十分に行う等、児童生徒の実態に応じた配慮も併せてお願いします。

- 「3密」(密集, 密接, 密閉)を回避する。
《工夫の例》空き教室の利用, 指導順序の変更
- 以下のような感染のリスクが高い学習活動については、可能な限り感染症対策を行ったうえで実施する。
 - ・各教科共通…長時間, 近距離で対面形式となるグループワーク等, 近距離で一斉に大きな声で話す活動
 - ・家庭科, 技術・家庭科…調理実習
 - ・音楽科…近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
 - ・体育科, 保健体育科…児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動(水泳授業については「令和2年5月22日付け事務連絡「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」〔県保健体育課〕を参照)
- 器具や用具, 情報機器などを共用で使用する場合は, 使用前後に適切な消毒を行う。(児童生徒には手洗いを徹底)



【生徒指導面】 児童生徒の心のケアを！

自宅で多くの時間を過ごしてきた児童生徒たちは、何らかの形で心理的なストレスを抱えていると考えられます。先生方には、臨時休業中も児童生徒の心のケアには十分配慮してこられたことと思いますが、再開後も、以下の点について、引き続き細心の注意を払い、適切な対応をお願いします。

- 学級担任や養護教諭を中心としたきめ細やかな健康観察, 状況把握
- 心身の健康相談の実施
- スクールカウンセラー等による支援
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う偏見や差別が生じないように, 発達段階に応じた指導

また, 組織で対応していくための校内体制を再確認していきましょう。

＜生徒指導体制チェックポイント＞

- 生徒指導上の諸問題について, 管理職等のリーダーシップのもと, 組織的に対応しているか。
- 事件・事故の報告・連絡・相談・確認・記録等が確実に行われているか。
- 特別な配慮を必要とする児童生徒に対して, きめ細かな支援体制が構築されているか。
- 児童生徒の進級, 進学に際して, 「児童生徒理解・教育支援シート」等を活用した引き継ぎがなされているか。
- PDCAマネジメントサイクルによる, 児童生徒一人一人に応じた支援の充実が図られているか。



【人事課より】

信頼される学校づくりのために もう一度確認しましょう！



昨年度までは、各市町の教育研究総会等で「服務規律の確保」に向けたコンプライアンス研修を実施してきましたが、本年度は、研修会ができない状況になっています。

新型コロナウイルスのため、休業を余儀なくされている人、仕事を辞めざるを得ない人も多中、教育公務員である私たち教職員は、信頼を損なわないため服務規律の徹底に努める必要があります。

今回は特に「体罰」「わいせつ」「学校徴収金」を中心にチェックリストを作成しました。一つ一つ確認しながら、先生方一人一人のコンプライアンス意識の高揚と、職場全体の意識の醸成を図っていきましょう。

No.	項目	✓欄
1	自分の学級経営、部活動経営に自信がある。	
2	子どもたちとの人間関係をつくるのは得意である。	
3	配慮を要する子どもたちに対してどのように対応すればよいか自信がある。	
4	指導するときに、子どもたちに対して押しやり引っぱりすることがある。	
5	子どもたちとLINEやメールでやり取りをしている。	
6	個別面談や生徒指導を1対1で人気のないところで行うことがある。	
7	子どもたちから現金で集めたお金を持ち歩くことが多い。	
8	部活動で徴収しているお金を保護者に依頼せず、自分で管理している。	
9	学校のことや子どもたちのことをfacebookやTwitterに掲載することがある。	

✓がついた場合は、下記のことに気をつける必要があります。

体罰

1, 2
3, 4

- ・「これくらいは大丈夫だろう」、「子どもたちや保護者は自分のことを信頼してくれている」という「慣れ」や「おごり」が原因となっています。
- ・近年の事例では、配慮を要する児童生徒に対して、どのように対応すればよいか、よく知らずに間違った対応をしてしまうことや指導する際に安易に押しやり引っぱりしてけがをさせてしまう事例も報告されています。

わいせつ

5, 6

- ・過去の事例では SNS等の安易な使用が原因となっています。
- ・保護者も含め、子どもたちとLINEやメールで安易なやり取りをしないことが大切です。
- ・子どもたちを指導する時は、できるだけ複数で行い、密室となる場所での指導をしないことが大切です。

徴収校金

7, 8

- ・現金で集めた学校徴収金が原因となっていることが多いことから、部活動費も含め、現金徴収の在り方について、各学校で対応していく必要があります。

その他

9

- ・学校のことや子どもたちのことをfacebookやTwitter等に掲載することは、大きな問題になる危険性があります。教員として知り得た情報は、ほとんど職務上知り得た秘密ですから、守秘義務違反になってしまうので、学校のことや子どもたちのことをfacebookやTwitter等に掲載するのはやめましょう。
- ・特定の個人について誹謗中傷することは、脅迫罪、名誉棄損罪、侮辱罪に問われる恐れがあります。

【総務課より】

扶養手当・児童手当の受給者の皆様へ

6月は各手当の現況確認を行います。現況確認は所得等を確認し、今後の各手当の支給要件を満たしているかを確認する重要な手続きです。必ず期限内に必要な書類を提出し、学校長の確認を受けてください。特に、児童手当現況確認については、児童手当法施行規則により6月末までに行うことが定められていますので、遅滞なく手続きしてください。

なお、各手当の必要書類については、学校の事務担当者に確認してください。